

## 八幡平市公共施設の貸館・使用の再開について

### 【発表の要旨】

新型コロナウイルスに関連する本市公共施設の貸館・利用について、利用を再開します。

### 1 適用期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで

### 2 貸館・利用の要件

市公共施設の開館、貸館は、次の要件を満たした上で、再開します。

(1) 「三つの密」を徹底的に避けること。

最大利用人数は50人程度とし、人と人との十分な間隔（1～2メートル）を確保する。  
また、必要に応じ、入場者の制限や誘導を行う。

(2) 手指消毒液を設置すること。

(3) 利用者には、手洗いの徹底、マスクの着用及び定期的な換気などの「三つの密」を避けることを要請する。

次に掲げる施設については、利用の一部を制限します。

施設種別	主な公共施設名	対 応
体育施設 (貸館)	総合運動公園体育館、西根地区体育館、松尾総合運動公園多目的屋内運動場（アリーナまつお）、松尾柔剣道場、安代地区体育館、矢神体育館、いこいの村岩手体育館、総合運動公園多目的運動広場、総合運動公園野球場、三ツ森グラウンド、松尾総合運動公園多目的運動場、松尾B&G海洋センター、松尾テニスコート、松尾相撲場、鬼清水球技場、ラグビー場、中山ラグビー場、中山野球場、安代グラウンド、田山グラウンド、矢神飛躍台、平館ふれあい広場テニスコート、西根相撲練習場、田山射撃場	一部制限 ※1
商工観光施設	岩手山焼走り国際交流村、自然休養村なかやま荘	一部制限 ※2

※1 接触スポーツでの利用は制限します。ロッカー、シャワー室など共用施設は使用を制限します。

※2 宿泊部門は、県内利用者に限ります。

### 【担当】

企画財政課 広報広聴係

係長 関 宏典

電話 0195-74-2111（内線 1201）